

亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神 8 番地

目 次

—— 規 則 ——

○亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部改正（環境政策課）	3
---	---

—— 告 示 ——

○南丹都市計画生産緑地地区の変更 (都市計画課)	3
○特定生産緑地の指定解除（都市計画課）	3
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	4
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	4
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	4
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	5
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	6
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	7
○特定子ども・子育て支援施設等の確認 (保育課)	9
○特定子ども・子育て支援施設等の確認及び廃止 (保育課)	10
○公示送達 (保険医療課)	11
○公示送達 (保険医療課)	12
○公示送達 (高齢福祉課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	15
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	16
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	17
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	17

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	17	教育委員会欄	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	18	—— 任免及び辞令 ——	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	18	選挙管理委員会欄	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	18	—— 告 示 ——	
○指定納付受託者の指定 (財産管理課)	19	○選挙人名簿の登録を行う日の変更	52
—— 公 告 ——		上下水道部欄	
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (環境政策課)	19	—— 告 示 ——	
○公募型プロポーザル方式による受託事 業候補者の選定 (全国都市緑化フェア整備課)	20	○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の 告示	53
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	21	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃 止の告示	53
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	23	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示	53
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (高齢福祉課)	27	○亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指 定の告示	54
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	32		
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	37		
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	40		
○一般競争入札 (条件付き) にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課)	44		
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	50		
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	50		
—— 任免及び辞令 ——			

規則

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則（平成11年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第6号中「宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
南丹都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市千代川町今津2丁目
亀岡市大井町並河坂井
亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目
亀岡市篠町篠芦原
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第102号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

指定を解除した区域及び面積

区域	面積 (㎡)
亀岡市千代川町今津2丁目58番1	890
亀岡市大井町並河坂井44番4	944
亀岡市大井町並河坂井45番1	365
3筆	2,199

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
- 代表者の変更
- 住所 省略
- 氏名 山本 正人
- 2 変更年月日
- 令和7年4月1日
- 3 変更理由
- 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容
- 代表者の変更
- 住所 省略
- 氏名 田村 浩人
- 2 変更年月日
- 令和7年4月13日
- 3 変更理由
- 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 関 正樹

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 茨木 泰孝

2 変更年月日

令和7年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 松本 友夫

2 変更年月日

令和7年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 川勝 一三

2 変更年月日

令和7年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 笹原 克二

2 変更年月日

令和7年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 井上 さと美

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 荒木 行包

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町中の谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 和崎 真

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町広田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 林 浩行

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「バードヴィレッジ自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 蘆田 久美子

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確 認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一 定の基準*を満 たしているか否 かの別
学校法人 公化学園	千代川幼稚園	亀岡市千代川町小川3 丁目5-11	令和7年 4月1日	幼稚園、預かり保 育事業、一時預か り事業	満たしている

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の20第3項に定めるもの。

「揭示済」

亀岡市告示第116号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 特定子ども・子育て支援施設等確認一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準*を満たしているか否 かの別
亀岡市	亀岡市立亀岡こども園	亀岡市大井町並河検見 ヶ上7番地	令和7年 4月1日	預かり保育事業	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の20第3項に定めるもの。

2 特定子ども・子育て支援施設等廃止一覧

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	廃止 年月日	施設等の種類
亀岡市	亀岡市立幼稚園	亀岡市大井町並河検見 ヶ上7番地	令和7年 3月31日	預かり保育事業

「揭示済」

亀岡市告示第117号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第9期分

2 送達を受けるべき者

No.	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第118号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年5月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第119号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年5月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和6年度介護保険料督促状 第10期分
- 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町並河区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の変更
住所 省略
氏名 阿久根 和也

- 2 変更年月日
令和7年5月5日

- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 川上 博也

2 変更年月日

令和7年4月25日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 物部 悦夫

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町万願寺区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 中島 和也

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 小林 誠

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 盛重 末藏

2 変更年月日

令和7年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 山根 直

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 田中 紀雄

2 変更年月日

令和7年5月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 今西 良匡

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町ひらまつ台区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 畑中 伴治

(2) 主たる事務所所在地の変更

省略

2 変更年月日

令和7年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 岡村 義隆

2 変更年月日

令和7年4月27日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 奥 富士夫

2 変更年月日

令和7年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の変更

住所 省略

氏名 河原 工

(2) 主たる事務所所在地の変更

省略

2 変更年月日

令和7年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 森 和男

2 変更年月日

令和7年5月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称 株式会社メルペイ

所在地 東京都港区六本木6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

物品売払収入

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 指定の期日

令和8年3月31日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第38号

「市制70周年記念 犬と亀フェスタ（仮称）」企画運営業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「市制70周年記念 犬と亀フェスタ（仮称）」企画運営業務

(2) 業務内容

「犬と暮らしやすいまち亀岡」をテーマとしたイベント開催に係る一連の業務を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から

令和7年11月28日（金）まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

3,000千円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、「市制70周年記念 犬と亀フェスタ（仮称）」企画運営業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第 3 9 号

亀岡運動公園大型遊具整備工事について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 工事名

亀岡運動公園大型遊具整備工事

(2) 工事場所

亀岡市曾我部町穴太地内

(3) 工事期間

契約日の翌日から

令和 8 年 2 月 2 7 日まで

(4) 工事内容

ア 施設及び提案遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む。）

イ 施設及び提案遊具の製作設置工事（基礎、既設物撤去、その他土木工事を含む。）

ウ ベンチ等休憩施設設置工事

エ 遊具使用上の注意看板等設置工事

オ 上記の施設設置に伴う整地工事（必要に応じて）

カ 上記の施設周辺の被覆（ゴムチップ舗装）工事

※基礎工事、運搬費用、撤去費用、処分費を含む。

※遊具設置に関して必要な建築確認申請費用及び手続を含む（必要に応じて）。

(5) 見積限度額

1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、「亀岡運動公園大型遊具整備工事公募型プロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

亀岡市公告第40号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年5月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 道修第2号
- (2) 工事名 市内一円市道外舗装修繕工事（単価契約）
- (3) 工事場所 亀岡市内一円地内
- (4) 工事種別 舗装工事（単価契約）
- (5) 工事概要 市内一円市道外舗装修繕 1式
- (6) 予定価格（税込） 705,100円
【入札書比較価格（税抜）641,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年5月9日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年5月9日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年5月15日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年5月16日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年5月19日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年5月14日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年5月19日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年5月20日（火）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年5月22日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年5月23日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年5月26日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 最低制限価格については、「亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準（令和5年4月改正）」(2)による計算方法とする。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年5月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6教第5号
- (2) 工事名 亀岡市立南桑中学校トイレ大規模改修工事（Ⅱ期）
- (3) 工事場所 亀岡市蒔田野町太田丸橋地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 特別教室棟トイレ改修工事
職員用トイレ 1箇所
屋外用トイレ 1箇所
多目的トイレ 1箇所
特別教室棟トイレ（1階～3階） 各フロア1箇所

- | | | |
|----------------|---|----|
| | 建築工事 | 一式 |
| | 電気設備工事 | 一式 |
| | 機械設備工事 | 一式 |
| (6) 工 期 | 契約日の翌日から令和8年2月27日まで | |
| (7) 部 分 払 | 無 | |
| (8) 前 金 払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件（6教第4号育親学園新校舎建設工事（I期）の案件を含む。）によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年5月13日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年5月13日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年5月22日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年5月23日（金） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年5月26日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年5月21日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年5月27日（火）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年5月29日（木）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年6月4日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月5日（木） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年6月5日（木）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年6月9日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年6月10日（火）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年6月10日（火） 午前10時	令和7年6月11日（水） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年6月11日（水） 午前9時から午後3時まで	令和7年6月12日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年6月11日（水） 午後3時以降	令和7年6月12日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書に

より、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）」策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務

(2) 業務内容

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含し、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）」の計画策定を行うものである。

※詳細は、別紙「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画）策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から
令和9年3月31日まで（2箇年）

(4) 見積限度額

5,500,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

内訳 令和7年度業務

2,750,000円

令和8年度業務

2,750,000円

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この

条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しないこと。

(7) 介護保険事業計画策定実績があるなど介護保険制度に精通していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和7年6月12日（木）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び

回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

公募開始から令和7年5月29日
(木) 午後5時まで

イ 受付方法

質問書(様式6)に記入の上、「7
事務局」まで電子メール又はFAXで提
出すること。電話又は口頭による質問に
は応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和7年6月5日(木) 午後5時まで
に電子メールで回答する。また、市ホー
ムページにも質問及び回答内容を掲載す
る。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案
書等に関するもののみとし、審査(評
価)に関する質問は一切受け付けない。

(3) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)

事業所概要(様式2)

業務実績書(様式3)

誓約書(様式4)

亀岡市における入札参加資格認定通知
書(受領書)の写し

※上記提出書類は、参加を希望する支
店又は営業所について記載すること。

※亀岡市競争入札参加資格者でない場
合は、次の書類も併せて提出するこ
と。法人にあっては、商業登記簿謄
本(現在事項証明書、履歴事項全部
証明書でも可)。個人にあっては、
住民票等住所がわかる証明書。法人
にあっては、本社分の直近年度の消
費税及び地方消費税納税証明書(そ
の3又はその3の3)、市町村税の
納税証明書(滞納がないことが確認

できるもの)。個人にあっては、直
近年度の消費税及び地方消費税納税
証明書(その3又はその3の2)、
市町村税の納税証明書(滞納がない
ことが確認できるもの)。

役員等調書(様式5)

支店又は営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 各1部

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、平日の午前9時から
午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを
除く。)

エ 提出場所

亀岡市役所1階

高齢福祉課高齢者支援係

オ 提出期限

令和7年6月12日(木) 午後5時ま
で(郵送の場合は必着)

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企
画提案書を提出すること。ただし、資格確
認の結果、本プロポーザルに参加する資格
要件を満たさない者に関しては、この限り
でない。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載の
とおり

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、平日の午前9時から
午後5時まで

(ただし、正午から午後1時までを
除く。)

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和7年7月3日（木）午後5時まで
（郵送の場合は必着）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式7）

イ 企画提案書

企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。

なお、任意様式にて提出すること。

(ア) 提案内容

- ・会社概要…会社の規模や業務内容等
- ・業務実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
- ・本事業に対しての貴社の取組
基本方針、本事業の提案概要及び特長
- ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
- ・提案内容…別紙仕様書「業務の内容」参照
- ・実施スケジュール
- ・その他…上記項目に含まれない内容で特記すべき点のある場合には、その内容を記述すること。

(イ) 予定担当者調書（様式8）

(ロ) 参考見積書及び内訳書

- ・任意見積書様式とする。
- ・内訳は令和7年度業務、令和8年度業務を分けて記載すること。
- ・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。また、提出の際には封入し割印をすること。

(エ) その他企画提案書の記載事項に関する資料

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和7年7月18日（金）

(2) 場所

亀岡市役所 会議室

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明20分、質疑応答5分、片付け2分）

(5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) その他

- ・指定した時間に遅刻したとき、又は欠席したときは失格とする。
- ・プレゼンテーション審査の内容については、事務局による録音・記録を実施する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

る。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式9）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (14) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承認を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

電話番号：0771-25-5032

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第 4 3 号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

亀岡市長 桂川孝裕

1 採用予定日

①令和 7 年 1 0 月 1 日又は②令和 8 年 4 月 1 日の選択制とする。

ただし、①及び②の受験資格をともに満たすものは、①及び②を重複して受験することができる。

2 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試 験 区 分		採用予定 人 数	受 験 資 格
ま ち づ く り 技 師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [2 0 - 4 0]	5 名程度	【令和 7 年 1 0 月 1 日採用を選択する場合】 昭和 5 9 年 1 0 月 2 日以降に生まれた人で、以下の①②③のいずれかに該当する人 【令和 8 年 4 月 1 日を選択する場合】 昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、以下の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士（1 級又は 2 級）の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験（設計・施工管理等）が 5 年以上あり、かつ同一企業等における 3 年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校（同程度と認めるものを含む。）において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和 8 年 3 月 3 1 日までに卒業する見込みの人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。

かめおか方式 保健師 [－40]	若干名	【令和7年10月1日採用を選択する場合】 昭和59年10月2日以降に生まれた人で、保健師資格を取得している（令和7年9月30日までに取得見込みを含む。）人 【令和8年4月1日を選択する場合】 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を取得している（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）人
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [－40]	若干名	【令和7年10月1日採用を選択する場合】 昭和59年10月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している（令和7年9月30日までに取得見込みを含む。）人 【令和8年4月1日を選択する場合】 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）人

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※同一試験区分内であれば、異なる採用日の両方を重複して受験することができる。ただし、両方の受験資格を満たしている人に限る。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※国籍は問わないが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができる。

「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) 総合土木（上級）、保健師

区 分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和7年6月15日（日）	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験※ ¹	令和7年6月29日（日）	亀岡市役所
	個別面接	令和7年6月下旬～7月上旬※ ²	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和7年7月下旬※ ²	亀岡市役所

※¹ 総合土木受験者で、受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。

※² 具体的な日程は、各試験合格者に別途通知する。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区 分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和7年6月15日（日）	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和7年6月29日（日）	亀岡市役所
	実技試験	令和7年6月下旬～7月上旬※ ¹	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和7年7月下旬※ ¹	亀岡市役所

※¹ 具体的な日程は、各試験合格者に別途通知する。

4 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
------	--

教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
S P I 3 試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。

5 合格発表等

(1) 日程

合格発表	
1次試験	令和7年6月下旬
2次試験	令和7年7月中旬
3次試験	令和7年8月上旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次及び2次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和7年10月1日以降、又は令和8年4月1日以降に必要な応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和7年10月1日採用を選択した場合は令和7年9月30日以前の日に、令和8年4月1日採用を選択した場合は令和8年3月31日以前の日に採用する場合がある。

ウ 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和7年10月1日採用を選択した場合は令和8年10月1日まで、令和8年4月1日採用を選択した場合は令和9年4月1日までとする。

6 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ①市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
 - ②市民に対し一方的に義務や負担を課することとなる業務
 - ③市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ④その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）
- 《「公権力の行使」に該当する業務の具体例》
- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
 - 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
 - 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
 - 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

7 初任給

(参考：令和7年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
241,392円	228,552円	208,115円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

8 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、5月30日（金）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和7年5月21日（水）～6月8日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

9 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時

間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電 話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電 話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第44号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年5月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

(1) 工 事 番 号	7土道改第1号	
(2) 工 事 名	市道新町中矢田線道路改良工事	
(3) 工 事 場 所	亀岡市新町地内外	
(4) 工 事 種 別	舗装工事	
(5) 工 事 概 要	工事延長 L=48.02m	
	特殊舗装工 ストリートプリント	A=170㎡
	表層工（再生密粒度As13 t=5cm）	A=170㎡
	基層工（再生粗粒度As20 t=5cm）	A=170㎡
	不陸整正工（補足材あり RM-30 t=3cm）	A=170㎡
	区画線工（実線 白 W=45cm換算）	L=1.0m

(6) 予定価格（税込） 10,882,300円

【入札書比較価格（税抜）9,893,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から90日間

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年5月26日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年5月26日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月2日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月3日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月4日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年5月30日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月4日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月6日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年6月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月11日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年6月12日（木） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第45号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7道改第1号
- (2) 工事名 市道保津宇津根並河線道路改良工事（その15）
- (3) 工事場所 亀岡市保津町地内
- (4) 工事種別 土木一式工事

(5) 工事概要	工事延長 L=110.0m W=10.75m	
	道路土工 路体盛土工 路体盛土	V=374.4m ³
	路床盛土工 路床盛土	V=391.2m ³
	擁壁工 アンカー式空積擁壁工	
	アンカー式空積擁壁900型	A=215.3m ²
	小口止工	N=1基
	排水構造物工 側溝工 都市型側溝350型	L=29.0m
	都市型側溝400型	L=58.0m
	管渠工 暗渠排水管	N=1式
	鉄筋コンクリート台付管	L=5.3m
	構造物撤去工 構造物取壊し工 Co構造物取壊し	V=16.5m ³
	縁石工 縁石工 歩車道境界ブロック	L=90.0m
(6) 予定価格(税込)	31,772,400円	
	【入札書比較価格(税抜) 28,884,000円】	
(7) 工期	契約日の翌日から190日間	
(8) 部分払	無	
(9) 前金払	有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)	
(10) 中間前金払	請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)	
(11) 最低制限価格	採用	
(12) 入札保証金	免除	
(13) 契約保証金	落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。	
(14) 支給材料及び貸与品	無	
(15) 契約書の要否	要	

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認

定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付する

こと。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年5月27日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年5月27日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月3日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月4日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月5日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月2日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月5日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月9日（月）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年6月11日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月12日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年6月13日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制

限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第46号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工 事 番 号 6自防第8号
- (2) 工 事 名 亀岡市防災拠点施設整備工事（その2）
- (3) 工 事 場 所 亀岡市吉川町穴川地内
- (4) 工 事 種 別 土木一式工事
- (5) 工 事 概 要 工事面積 A=9,930㎡

公園工事

・掘削工	$V = 420\text{m}^3$
・法面整形	$A = 1,270\text{m}^2$
・張芝	$A = 300\text{m}^2$
・防草シート	$A = 970\text{m}^2$
・擁壁工	1式
・側溝蓋	$N = 117\text{枚}$
・コンセントボックス	$N = 4\text{基}$
・照明灯	$N = 9\text{基}$
・アスファルト舗装（車道）	$A = 1,170\text{m}^2$
・アスファルト舗装（歩道）	$A = 50\text{m}^2$
・コンクリート舗装	$A = 798\text{m}^2$
・芝舗装	$A = 2,840\text{m}^2$
・碎石舗装	$A = 1,700\text{m}^2$
・舗装止め	$L = 456\text{m}$
・タイヤ止めブロック	$N = 12\text{セット}$
・タイヤ止めブロック（芝）	$N = 106\text{個}$
・区画線工	1式
・ガードレール	$L = 18\text{m}$
・メッシュフェンス	$L = 197\text{m}$
・構造物撤去工	1式
・植栽工	1式
・仮設工	1式

(6) 工 期 契約日の翌日から250日間

(7) 部 分 払 無

(8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が5,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年5月27日（火） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年5月27日（火） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年6月9日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月10日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年6月11日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年6月6日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年6月11日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年6月13日（金） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年6月19日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年6月20日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年6月20日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年6月24日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年6月25日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年6月25日（水） 午前10時	令和7年6月26日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年6月26日（木） 午前9時から午後3時まで	令和7年6月27日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

再度入札の開札日時	令和7年6月26日（木） 午後3時以降	令和7年6月27日（金） 午後3時以降	電子入札システムに よる
-----------	------------------------	------------------------	-----------------

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とこととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のとおりとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町篠中西裏22の1、23の2、25の一部、市有地
（関連区域）
亀岡市篠町篠中西裏22の2の一部、23の4の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市余部町宝久保15の6
株式会社俊栄土地

「揭示済」

亀岡市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市馬路町萬年11の1の一部、12の一部、57の一部、58の一部

（関連区域）

亀岡市馬路町萬年12の一部、58の一部、下脇田1001の一部、国有地、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市三宅町2丁目1の3 エターナル三宅502号
澤田 喜郎

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

大 釜 茂 和
廣 瀬 知 史
中 川 徹
吉 川 肇
廣 瀬 照 雄
小 川 泉
關 本 卓 男
木 曾 布 恭
谷 口 貢
野 中 康 朗
山 下 雅 一
山 内 昭
竹 内 光 雄
櫻 井 邦 男
堀 下 孝 次
大 津 一 則
法 貴 良 好
長 尾 敬 行
竹 岡 敏
由 良 隆 夫
堀 田 稔
太 田 敬
中 川 俊 夫

亀岡市自治委員に委嘱します

岡 本 綾

亀岡市市医に委嘱します

令和7年5月1日

竹 岡 敏

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱
を解きます

長 尾 敬 行

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します

任期は令和7年8月31日までとします

中 川 徹

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します

任期は令和8年10月31日までとします

竹 内 光 雄

法 貴 良 好

(各 通)

長 尾 敬 行

堀 田 稔

中 川 徹

谷 口 貢

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和7年7月20日までとします

山 内 昭

大 津 一 則

(各 通)

野 田 典 和

竹 岡 敏

關 本 卓 男

木 曾 布 恭

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

令和7年5月7日

教育委員会欄

任免及び辞令

西 田 新 司
(各 通) 野 田 典 和
菊 池 聖 子
育親学園 学校運営協議会委員を解嘱します
令和7年5月13日

太 田 敬
(各 通) 中 川 俊 夫
藤 田 理 恵
育親学園 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和8年3月31日までとします
令和7年5月14日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法第22条第1項による選挙人名簿
の登録を行う日を、同項の規定により、登録月
の1日の直後の亀岡市の休日を定める条例第1
条に定める市の休日以外の日に次のように変更
する。

令和7年5月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

変更前 令和7年6月1日
変更後 令和7年6月2日

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和7年5月14日

2 廃止事業者

指定 番号	事業者名	代表者名	住 所
339	橋本設備工業	橋本 寛治	南丹市八木町八木 嶋町田1番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者廃止の告示

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和7年5月27日

2 廃止業者

指定 番号	業者名	代表者名	住所
321	橋本設備工業	橋本 寛治	南丹市八木町八木 嶋町田1番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年5月27日

2 指定業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
344	株式会社 アコウ	代表取締役 橋本 寛治	南丹市八木町八木 嶋町田1番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

令和7年5月27日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年5月27日

2 指定業者

指定 番号	業者名	代表者名	住所
325	株式会社 アコウ	代表取締役 橋本 寛治	南丹市八木町八木 嶋町田1番地

「揭示済」